

22 日 獣 発 第 194 号

平成 22 年 10 月 6 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久

(公印及び契印の押印は省略)

## 水際における狂犬病対策の徹底について（協力依頼）

今般、平成 22 年 9 月 28 日付け 22 消安第 5592 号（別紙）をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、狂犬病対策に万全を期すため、9 月 28 日の世界狂犬病デーにあわせ、動物検疫所において、外国船により海外から不法に持ち込まれる犬（不法上陸犬）の対策の徹底等を図ることとし、本会に対し、動物検疫の重要性に関する国民への普及啓発等に一層協力願いたい旨の通知がありました。

つきましては、貴会会員に対し、動物検疫の仕組みやその重要性について、国民への広報・普及に協力するとともに、不法上陸犬防止対策の取組の周知についてパンフレットの配布などによる協力、検疫を受けていないと思われる犬や猫を所持した者が動物診療施設を訪れた場合の最寄りの動物検疫所への連絡等についての指導をお願いします。

なお、動物検疫所で作成している、犬猫等の検疫や不法上陸犬防止に関するパンフレット等（動物検疫所ホームページに掲載）を提供いただけるとのことなので、内容をご確認のうえ、ご希望の数量を本会事務局までご連絡ください。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



22消安第5592号  
平成22年9月28日

(社) 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

### 水際における狂犬病対策の徹底について（協力依頼）

狂犬病は、アジア、米国、EU 諸国をはじめ世界各国で依然として発生がみられ、世界保健機構（WHO）によれば、年間5万5千人が発病していると報告されております。本病は、近年発生がない我が国においても、最も警戒すべき感染症の1つとなっています。

我が国では、狂犬病予防法に基づき、国内対策として、犬の登録及び予防注射等を、水際対策として、空港や港などにおける、犬猫等の輸出入検疫を実施しています。

水際対策を担当する農林水産省では、狂犬病対策に万全を期すため、9月28日の世界狂犬病デーにあわせ、動物検疫所において、外国船により海外から不法に持ち込まれる犬（不法上陸犬）の対策の徹底等を図ることとしております。

貴会におかれましては、下記のとおり、動物検疫の重要性に関する国民への普及啓発等に一層ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、動物検疫所で作成している、犬猫等の検疫や不法上陸犬防止に関するパンフレット等（動物検疫所ホームページにも掲載）を提供することが可能ですので、必要な数量等について当課にご相談ください。

### 記

#### 1 動物検疫の重要性に関する普及啓発について

海外から犬猫等を輸入するためには、動物検疫を受ける必要があります。例えば、狂犬病が発生している国から犬又は猫を輸入する場合には、①個体識別のためのマイクロチップの装着、②適切な狂犬病予防注射、③農林水産大臣が認定した施設で十分な免疫があることの確認、④180日間の待機期間等のすべての要件を満たす必要があります。

貴会におかれましては、動物検疫の仕組みやその重要性について、会員を通じて広く国民へ普及していただくようお願いいたします。

## 2 外国船により海外から不法に持ち込まれる犬（不法上陸犬）の対策の徹底について

これまでも、地方自治体による巡回指導や、地方自治体、船舶・港湾関係者、地方獣医師会、動物検疫所等の関係者による連絡会議の開催、動物検疫所によるパンフレット配布やキャンペーン等を実施しており、不法上陸犬の確認頭数は減少傾向にあります。

今般、動物検疫所では、不法上陸犬防止対策を徹底するため、全国の港湾に対して水際対策の徹底について呼びかけるほか、各港における実態調査やさらなるキャンペーンを実施する予定です。

貴会におかれましては、パンフレットの配布などにより取組の周知にご協力いただくとともに、外国船舶の船員から譲り受けるなどにより、検疫を受けていないと思われる犬や猫を所持した者が動物診療施設等を訪れた場合は、すぐに最寄りの動物検疫所に連絡いただくよう、会員に周知願います。

### (参考)

犬猫の検疫制度及びパンフレット（動物検疫所ホームページ）

#### ○犬猫の検疫制度

URL：<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-index.html>

#### ○パンフレット

URL：<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html>